

事 務 連 絡
平成18年6月21日

各 関係者団体 御中

老健局振興課人材研修係

在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの弾力化について

先般、在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの弾力化について、別紙のとおり「在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの弾力化について」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知・薬食監麻発第0331001号）及び「在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの弾力化について」（事務連絡）が発出されましたので情報提供させていただきます。



事務連絡
平成18年3月31日

各都道府県薬務主管課 御中
各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの弾力化について

在宅医療における麻薬の取扱いの弾力化について、平成18年3月31日付け薬食監麻発第0331001号監視指導・麻薬対策課長通知により指導方をお願いしたところであるが、具体的な取扱いについては下記のとおりであるので、指導上の参考とされたい。

記

1 患者の健康状態等に配慮した麻薬の取扱い

従来、紛失や事故等の防止のため、医療機関から患者等(患者又は現に患者の看護に当たる家族等)以外の者が麻薬を受領することは避けるよう指導をお願いしているところであるが、在宅医療においては、主治医をはじめ、多くの職種が協働して患者を支える体制整備が必要となっている現状にかんがみ、麻薬を必要とする患者が支障なく麻薬を使用できるよう、その臨床状態等から患者が麻薬を受領することが困難であると認められる場合には、現に患者の看護等に当たる看護師、ホームヘルパー等であって患者の意を受けた者については、現に患者の看護に当たる家族等と解して差し支えない。

麻薬を受領することが困難であると認められる場合とは、患者の病状や患者の看護に当たる家族等の年齢、生活状況、地理的条件等を勘案して麻薬施用者又は麻薬小売業者から麻薬処方せんや麻薬を受領することが困難であると認められる場合である。

現に患者の看護等に当たる看護師、ホームヘルパー等とは、現に患者を看護し、介護し、又はその他の世話をする看護師、准看護師、介護福祉士、ホームヘルパー等、在宅医療に協力する者をいうものである。

なお、麻薬の不正流用、事故等を防止するため下記事項に留意するよう指導されたい。また、万一不正流用等を認知した際は、不正事犯として厳正に対処されたい。

- ・ 麻薬施用者及び麻薬小売業者は、看護師、ホームヘルパー等が患者又はその家族の意を受けた者であることを書面や電話等で確認したうえ、麻薬処方せん又は麻薬を交付すること。
- ・ 麻薬施用者及び麻薬小売業者は、看護師、ホームヘルパー等に対して、紛失、盗難等の事故がないよう、患者宅へ速やかに麻薬を届けるべきことを注意喚起すること。
- ・ 麻薬施用者及び麻薬小売業者は、看護師、ホームヘルパー等に医療上の指示事項を適切に患者へ伝えるよう注意喚起すること。

- ・ 麻薬施用者及び麻薬小売業者は、患者が指示どおり麻薬を服用していることを随時確認すること。

2. 患者等が麻薬を受領する際の待ち時間の改善

従来、偽造麻薬処方せんによる麻薬の不正取得等の問題が発生する可能性があることから、あらかじめ、ファクシミリで麻薬処方せんの処方内容の電送を受け、麻薬小売業者が、同処方内容に基づいて行う調製等は避けるよう指導をお願いしているところである。

しかしながら、薬局においては、麻薬以外の医薬品について患者等からファクシミリで処方内容の電送を受けること（平成元年11月15日付け薬企第46号、保険発第105号愛知県衛生部長あて薬務局企画課長・保険局医療課長回答）が既に定着し、現在では、麻薬についても、上記の問題が発生するおそれも少ないと考えられる。こうしたことから、患者等の負担を軽減するためファクシミリを利用した麻薬の調製等は差し支えない。

これに伴い、従来の「薬局における麻薬管理マニュアル」中の「第4麻薬処方せんの受付（法第27条第6項）（3）ファクシミリによる処方せんの取扱いについて」を削除する。

なお、事故等を防止するため下記事項に留意するよう指導されたい。

- ・ 麻薬小売業者があらかじめ患者等からファクシミリで電送された麻薬処方せんの処方内容に基づいて行う麻薬の調製等は、患者が持参する麻薬処方せんの受領、確認により、遡って調剤とみなされるものであること。
- ・ 患者等へ麻薬を交付する際には、麻薬処方せんの正本確認を確実にを行い偽造麻薬処方せんによる麻薬の不正取得の防止に努めること。
- ・ 麻薬小売業者が患者等からファクシミリで電送された麻薬処方せんの処方内容に基づき麻薬の調整等をしたが、患者が当該薬局を訪れない等の理由で麻薬を交付できない場合、当該麻薬は調剤前の麻薬として取り扱うこと。

3. 麻薬の保管設備について麻薬診療施設の負担軽減

従来、麻薬を保管しない麻薬診療施設にあっても、急きよ麻薬を保管する必要が生じた場合に直ちに対応できるよう、麻薬診療施設内に麻薬の保管設備を設置するよう指導をお願いしているところである。

しかしながら、在宅医療の推進に伴い、現に麻薬を保管しない麻薬診療施設が増加することが考えられ、こうした麻薬診療施設に対して麻薬の保管設備を設置させることは現実的ではない。

そのため、当該施設の麻薬施用者が院外の麻薬処方せんの交付のみを行う等、麻薬を保管しない施設については、麻薬の保管設備の設置を要しないものとする。

なお、麻薬の紛失、盗難等の事故を防止するため下記事項に留意するよう指導されたい。

- ・ 麻薬の保管設備がない麻薬診療施設の開設者は、患者の死亡や処方変更等により患者等から麻薬の返却を受けた場合、直ちに調剤済麻薬として他の職員立会の下で廃棄すること。
- ・ 麻薬の保管設備のない麻薬診療施設において、麻薬を保管する必要ができた際は、麻薬を保管する前に必ず麻薬の保管設備の設置を行うこと。
- ・ 2人以上の麻薬施用者が従事する麻薬診療施設の開設者は、たとえ麻薬の保管設備を設置しない場合であっても、麻薬及び向精神薬取締法第33条第1項により麻薬管理者を置かなければならないこと。



薬食監麻発第 0331001 号
平成 18 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの弾力化について

麻薬の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の趣旨を踏まえ、かねてより配慮いただいているところであるが、平成 17 年 12 月 8 日、社会保障審議会医療部会において「医療提供体制に関する意見」が取りまとめられ、麻薬が適切かつ円滑に提供される体制整備等を含めた在宅医療の推進の環境整備を図ることとされた。これを受け、麻薬が適切かつ円滑に提供される体制の整備に資するよう麻薬の取扱いの弾力化について下記のとおり示すので、麻薬診療施設等への適切な指導をお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言である。

記

- 1 患者の健康状態等に配慮した麻薬の取扱い
患者の健康状態等から、患者が麻薬を受領することが困難であると認められる場合には、現に患者の看護等に当たる看護師、ホームヘルパー等で患者又はその家族等の意を受けた者を、平成 10 年 12 月 22 日付け医薬麻第 1854 号医薬安全局麻薬課長通知にいう「患者等」に該当するものと解して差し支えないこととすること。なお、前記通知に掲げるバルーン式ディスプレイタイプの連続注入器に入った麻薬注射薬以外の麻薬についても同様に取り扱い差し支えないこととすること。
- 2 患者等が麻薬を受領する際の待ち時間の改善
麻薬小売業者が、ファクシミリで電送された麻薬処方せんの処方内容に基づいて麻薬の調製等を開始することを認めることとし、患者等が麻薬処方せんを持参した場合に、速やかに当該処方せんを確認し、麻薬を交付することを可能にし、患者が麻薬を受領する待ち時間の改善を図ることとすること。
- 3 麻薬の保管設備に係る麻薬診療施設の負担の軽減
麻薬診療施設の開設者が麻薬を所有又は管理しない場合は、麻薬診療施設内の麻薬保管設備の設置を不要とすること。